

さんきょうカーローン

令和6年1月16日現在適用中

商品名	さんきょうカーローン
項目	内 容
ご利用いただける方	<p>ご利用いただける方は、次のすべての条件に該当する者となります。</p> <p>①当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ②(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 ③申込時年齢が満20歳以上である者 ④安定継続した収入がある者 ⑤日本国籍を有する者または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者であること ⑥信用上問題がない者(※) ⑦意思無能力者に該当しない者 ⑧反社会的勢力に該当しない者</p> <p>※次の事実が判明している者は、対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮差押・差押を受けた者、競売の開始決定があった者、または破産・再生手続開始の申立があった者 ・租税公課を滞納して督促を受けた者、または保全差押を受けた者 ・支払いを停止した者 ・手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった者 ・延滞債務のある者 ・著しく信用を失墜した者
お使いみち	<p>申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が使用する自家用自動車、オートバイ(原動機付自転車を含む)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金</p> <p>①購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可) ②車検・修理費用 ③パーツ・オプションの購入・取付費用 ④自動車保険費用 ⑤運転免許取得費用 ⑥車庫設置費用 ⑦電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ⑧申込人が①から⑦を用途として当庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p>
対象外となるお使いみち	<p>次のいずれかに該当するものは、カーローンの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人間売買による購入費用 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業 ・支払済資金
ご融資金額	1,000万円以内
ご利用期間	3ヵ月以上15年以内
ご融資方法	証書貸付
ご返済方法	<p>毎月元金均等・元利均等割賦返済(元金返済据置期間は6ヵ月以内)</p> <p>※保証金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可 ※産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヵ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長2年間まで可(分割適用可) なお、元金返済据置期間分の保証期間延長が可(保証期間は最長17年まで)</p>
保証人・担保	(一社)しんきん保証基金が保証しますので必要ありません
お支払方法	<p>購入先等に当庫本支店よりご利用者のお名前でお振込みしていただきます ※保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込しなくても可 (当庫の判断によります)</p>
保証料	<p>(一社)しんきん保証基金所定の保証料を毎月の返済日にお支払いいただきます なお保証料は毎月のご返済金に含まれます</p>
苦情処理措置、紛争解決措置	<p>□苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター(0120-088-918、受付時間9:00～17:00)にお申し出ください。</p> <p>□紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所(03-3517-5825)、受付時間9:00～17:00)にお申し出下さい。 また、お客様から上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>